

◎新潟県告示第815号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和2年5月8日新潟県告示第581号により指定した形質変更時要届出区域の一部について指定を解除する。

令和2年7月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
燕市吉田下中野字潟ノ内1473番1の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去